（証券コード　3835）
平成23年６月８日

株　主　各　位

大阪市北区豊崎五丁目４番９号
ｅ　Ｂ　Ａ　Ｓ　Ｅ　株　式　会　社
代表取締役社長　常　包　浩　司

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年６月24日（金曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成23年６月27日（月曜日）午後１時

２．場　　所　大阪市北区豊崎三丁目16番19号
ラマダホテル大阪　２階　菊の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報告事項　１．第10期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ebase.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア新興国の経済発展を背景に輸出関連において企業収益の改善や個人消費の持ち直し等により景気はゆるやかに回復基調の兆しがみられたものの、不安定な欧州経済や米国経済の減速懸念に起因する円高や雇用情勢の悪化、デフレの影響等、不透明なまま推移しました。また、本年3月に発生した東日本大震災により、わが国経済は予断を許さない状況が続くものと想定されます。

情報サービス分野では、企業のＩＴ関連の設備投資は一部に回復傾向がみられたものの企業収益の改善の遅れにより慎重な姿勢は変わらず、厳しい経営環境が続いております。一方、業界の動向としてクラウド(ASP/SaaS)等の安価なITサービスへの期待感が活発化しています。

このような経営環境の下、当社グループは、社会の緊急課題である「商品の安全・安心」に対する企業間における商品情報交換プラットフォームとして「食品業界/FOODS eBASE」、「生活関連業界/GOODS eBASE（アパレル、日雑、化粧品等、食品系以外)」、「環境・グリーン調達関連業界/GREEN eBASE(家電、情報機器、自動車等)」向けのパッケージソリューションを継続的に開発提供しております。

eBASE事業につきましては、商品情報交換ビジネスの継続推進を掲げ、食品業界向け（FOODS eBASE）は、既存FOODS eBASEユーザーへの深耕営業を推進し、新開発機能の提供により、クロスセル・アップセルの強化をすることで既存案件の拡大や新規案件の獲得を図りました。

環境・グリーン調達向け（GREEN eBASE）は、REACH規則対応で大手国内家電セットメーカーや大手化学・調剤メーカーと連携し、国内外市場の開拓や新規顧客の獲得に努めました。

eBASEミドルウェアビジネスは、業界別パッケージソフトを容易に開発してきたeBASE開発環境をミドルウェアとして利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツ(ドキュメント)マネジメントシステム等への適用による拡販に取り組みました。これら重点事業領域に適合した製品開発をタイムリーに行うために積極的に開発投資を行いました。結果、当社グループ製品の利用者は、累計で約6万3000ユーザー超（平成23年3月末日現在）となり、商品情報交換の標準プラットフォームとしての普及、標準化は順調に進行しております。

eBASE-PLUS事業につきましては、新たなビジネス領域として企業のドキュメント管理系（帳票、証憑等）業務アプリを柔軟に構築できる「eBASEを活用したミドルウェアビジネス」としての各種業務パッケージソフト開発やこれらミドルウェアを活用した受託システム開発・サポート事業の一貫として平成22年11月に連結子会社のeBASE-PLUS株式会社を設立しました。また、eBASE-PLUS株式会社は平成23年1月に株式会社エムネットの事業のうち「システム開発」、「テクニカルサポート」、「センターマシン運用管理」事業に関わる事業の譲受け

を行いました。これにより、eBASEミドルウェアビジネス関連の強化と譲受け事業とのシナジー向上に取り組みました。

こうした結果、売上高はeBASE-PLUS株式会社の事業譲受けが、対象の顧客口座及び人材が想定の範囲内で移管されたことにより、1,261,841千円(前年同期比461,770千円増)となりました。利益につきましては、事業譲受けでの従業員受入れによる人件費増及び外注費(ビジネスパートナー)の増加、eBASE事業でのサポート体制及び営業体制の強化のための新規採用による人件費増及び製品力強化のための開発費増等により、営業利益174,216千円(前年同期比18,154千円減)、経常利益180,198千円(前年同期比14,199千円減)、当期純利益は109,525千円(前年同期比15,625千円減)となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

①eBASE事業

[食品業界向けビジネス (FOODS eBASE)]

小売業界では市場変化による厳しい経営環境が依然として継続しております。食品業界全体では企業間における商品情報交換プラットフォームとしてのニーズは底堅いものがあるものの、単価下落や受注成約までの期間の長期化傾向にあります。また、東日本大震災の影響により、大口案件が顧客での最終決裁が遅れたことで検収遅れが発生し、前年を18.1%下回る結果となりました。開発面といたしましては、eBASEv5.0用のeB-foods 版 (多言語対応)のリリースをいたしました。

[環境・グリーン調達関連業界向けビジネス (GREEN eBASE)]

「GREEN eBASE」の優位性である製品情報収集機能の必然性を国内外のサプライヤ企業に対して年間80回以上、延べ1,500社以上の無償説明会を開催し、拡販の推進を行いました。欧州のREACH規則 (有害化学物質の含有製品に対する輸出入規制) への届出期限(平成23年6月)が直前に迫る状況ではありましたが、業界での対応が想定よりも遅れており、前年を58.4%下回る結果となりました。しかしながら、ここにきて引き合いが増加傾向にあります。平成22年11月に海外(中国)サプライヤ支援を促進する有償のグリーン調達支援Webサイト『GREEN Cloud Concierge Counter (GCCC)』のサービスを開始し、海外(中国)での取引も始まりました。同サイトでは、大手国内家電セットメーカーの海外(中国)展開の動きにあわせて有償会員も増加傾向にありネットワーク化が急速に進みつつあります。開発面といたしましては、『GREEN Cloud Concierge Counter (GCCC)』のWebサイトを開発しリリースいたしました。GCCCサイトでは海外(中国)サプライヤ企業からの入金決済システム連携も実現し、収益確保の仕組みも実装しました。また、多言語(中国語/英語/日本語)による化学物質管理のノウハウコンテンツの配信を可能としており、今後、GREEN eBASEの海外展開のポータルサイトとして継続的な機能拡張を計画しております。さらに、アーティクルマネジメント協議会(JAMP)の化学・調剤・輸出・OA機器企業によるREACH規則対応に向けた新しい規格である「OR2IS(オーリス)プロジェクト」よりシステム開発の依頼を受け、開発に着手いたしました。

[eBASEミドルウェアビジネス]

あらゆる業界でリッチな商品データベースニーズは顕在化傾向が続いており、業界別パッ

ケージソフトを容易に開発してきたeBASE開発環境を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツ（ドキュメント）マネージメントソフトの開発販売が前年を71.3%上回る結果となりました。特化した業界（工具業界、電材業界、家具業界）への攻略アプローチを推進し、汎用商品データベースとしてのeBASEビジネスは着実に増加傾向となりました。

こうした結果、売上高は、単価下落や受注成約までの期間の長期化傾向が続いていることや東日本大震災の影響による大口案件の検収遅れ等により、782,411千円（前年同期比17,659千円減）となりました。経常利益は、168,146千円（前年同期比26,251千円減）となりました。

②eBASE-PLUS事業

株式会社エムネットの事業のうち「システム開発」、「テクニカルサポート」、「センターマシン運用管理」事業に関わる事業の譲受けを行いました。対象の顧客口座及び人材が想定の範囲内で移管されたことや事業再構築に着手したことにより、利益確保のできる事業モデルに改善を示しました。

こうした結果、売上高は479,489千円、経常利益は10,795千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業8,335千円、eBASE-PLUS事業75,373千円、総額83,709千円であります。なお、設備投資金額には、無形固定資産としてeBASE事業162千円、eBASE-PLUS事業73,790千円、総額73,952千円を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

当社の子会社であるeBASE-PLUS株式会社は、平成23年１月１日付で、株式会社エムネットが運営する「システム開発業務」、「テクニカルサポート業務」、「センターマシン運用管理業務」の一部事業を譲受けております。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての"eBASE"の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして"eBASE"をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社グループのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案、遂行しかつセールスエンジニアとしての能力を有する人材や開発人材が不可欠です。また、eBASE-PLUS事業では、事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させるには優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を行うと共に、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大と共に生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。"eBASE"は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が"eBASE"を使用し総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認を得ることによってヒューマンエラーを防ぎつつ効率化を図ることが可能であるものと考えております。

③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

食品業界におきましては、引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による“食の安全情報”管理交換ソフトウェアFOODS eBASEのユーザー数拡大戦略の更なる推進を行ってまいります。既存ユーザーに対しましては、商品マスター管理システムeB-forGDS、流通BMS（ビジネスメッセージ標準）対応ソフトeB-forBMSなどの他機能ソフトウェアの導入を提案すること及びFOODS eBASE自体への機能追加・グレードアップを行うことを提案してまいります。食の安全情報交換の全体最適化を図りながら「FOODS eBASE」の拡販を行います。

④　環境・グリーン調達関連業界向け（GREEN eBASE)ビジネスモデルの推進

環境・グリーン調達関連業界におきましては、GREEN eBASEの情報収集機能の必然性を証明し、家電、情報機器等の製品メーカーにおける環境有害物質情報収集管理ツールとして普及推進をいたします。また、機能強化と共に、国内外無償ユーザー増加を図り、情報収集標準化を推進します。

平成23年6月のREACH規則施行を契機に、有償ソフトを拡販すると共に中国サプライヤーからのデータ収集も推進してまいります。

⑤　eBASEミドルウェアビジネスの展開

業界別パッケージソフトを、容易に開発してきたeBASE開発環境を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネージメントソフトの開発販売を行います。

・商品DBシステム　（工具業界、電材業界、検査業界、等）
・コンテンツ管理システム（名刺管理システム、契約書管理システム、資産管理システム、経費精算システム、社員管理システム　等）

そのためには、まずミドルウェアとしての実績を提示するために、当社グループ自身による例示が不可欠であると考えております。その方法といたしましては、受託開発型の商品データベースの受注促進により受託開発事例を増やすこと及び当社グループにおいて総務経理管理業務を行っている多種コンテンツマネージメントソフト（総務パック）のリリースを行うことがあげられます。これらを遂行するための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

⑥　クラウドビジネスの開始

既存サポート事業に加え、新たなストックビジネス創出を検討しております。

無償eBASEjr.ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供してまいります。

・食品業界向けサービス（eBASEjr.データ共有、品質表示ラベル作成、顧客向け帳票作成等）
・FOODSeBASEポータル（バイヤーバージョンアップ情報、食品法令改訂情報、品質表示事故情報等）

これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 7 期 平成20年３月期	第 8 期 平成21年３月期	第 9 期 平成22年３月期	第 10 期 (当連結会計年度) 平成23年３月期
売上高（千円）	－	－	－	1,261,841
経常利益（千円）	－	－	－	180,198
当期純利益（千円）	－	－	－	109,525
１株当たり当期純利益(円)	－	－	－	7,529.06
総資産（千円）	－	－	－	1,231,236
純資産（千円）	－	－	－	1,077,797
１株当たり純資産(円)	－	－	－	73,820.24

(注) 当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 7 期 平成20年３月期	第 8 期 平成21年３月期	第 9 期 平成22年３月期	第 10 期 (当事業年度) 平成23年３月期
売上高（千円）	700,824	947,247	799,360	781,587
経常利益（千円）	208,551	386,785	184,515	156,553
当期純利益（千円）	118,210	215,752	117,319	94,918
１株当たり当期純利益(円)	8,407.55	15,073.90	8,073.71	6,524.92
総資産（千円）	802,177	1,090,003	1,007,713	1,128,546
純資産（千円）	733,824	904,056	978,833	1,047,998
１株当たり純資産(円)	51,359.53	62,400.40	67,287.63	72,012.56

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株式会社	31,350千円	91.69%	「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用
eBASE-PLUS 株式会社	90,000千円	100%	「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守及びシステム開発、テクニカルサポート、センターマシン運用管理に係る技術者派遣

(注) eBASE-PLUS株式会社は平成22年11月８日に設立しております。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の２事業を主要な事業としております。
eBASE事業においては、コンテンツマネージメントソフト「eBASEシリーズ」の企画開発・販売・保守を行っております。
eBASE-PLUS事業においては、テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASEシリーズ」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守に係る技術者派遣を行っております。

(12) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所
本　　社：大阪府大阪市北区
東京支社：東京都中央区
香川開発センター：香川県高松市

② 重要な子会社の事業所
eBASE-NeXT株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
eBASE-PLUS株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
東京Office：東京都中央区
名古屋Office：愛知県名古屋市中村区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
387名	326名増

(注) 従業員数が当連結会計年度末において326名増加しておりますが、主として子会社であるeBASE-PLUS株式会社が平成23年１月１日付けで、株式会社エムネットの事業を一部譲受したことによるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	4名増	34.6歳	3.7年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、平成22年11月８日付けで子会社eBASE-PLUS株式会社（当社の出資比率100％）を設立し、またeBASE-PLUS株式会社は平成23年１月１日付けで株式会社エムネットの「システム開発業務」、「テクニカルサポート業務」、「センターマシン運用管理業務」の一部事業を譲受いたしました。

２．株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　普通株式 40,000株

② 発行済株式の総数　　14,547株（自己株式192株を除く。）

③ 当期末株主数　　472名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
常包浩司	5,958株	40.96%
西山貴司	775株	5.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	664株	4.56%
大塚勉	650株	4.47%
西尾浩一	550株	3.78%
富士ゼロックス株式会社	500株	3.44%
窪田勝康	385株	2.65%
岩田貴夫	383株	2.63%
常包和子	375株	2.58%
山崎健太郎	270株	1.86%

（注） 持株比率は、自己株式（192株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

新株予約権等の保有または交付状況

① 当社役員が保有する新株予約権等の状況

平成22年５月18日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	１個につき235,410円
新株予約権の行使条件	（注）
新株予約権の行使期間	平成25年６月22日から平成31年６月23日まで
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式20株

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
監 査 役	20個	普通株式20株	1名

（注）①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決議による承認を得た場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

②新株予約権の相続は認めない。

③新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

② 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成23年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	常包浩司	・eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取締役	大塚勉	・執行役員ＣＯＯ
取締役	窪田勝康	・執行役員ＣＦＯ ・eBASE-PLUS株式会社取締役
取締役	西山貴司	・執行役員大阪ソリューション営業部担当
取締役	岩田貴夫	・執行役員市場開発部担当
常勤監査役	森田鎮光	
監査役	福田泰弘	
監査役	大林英雄	・eBASE-PLUS株式会社監査役

（注）1. 監査役福田泰弘氏および監査役大林英雄氏の両氏は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
2. 平成22年４月５日開催のeBASE-NeXT株式会社臨時株主総会において、西山貴司氏は代表取締役社長を辞任いたしました。
3. 平成22年11月８日設立のeBASE-PLUS株式会社代表取締役選定決議において、常包浩司氏は代表取締役社長に選定され就任いたしました。
4. 平成22年11月８日設立のeBASE-PLUS株式会社監査役選任決議において、大林英雄氏は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	５名	89,568千円
監査役	３名 （内２名社外監査役）	12,031千円 （6,600千円）
合計	８名	101,599千円

（注）1. 平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役総額年額120,000千円以内、監査役総額年額15,000千円以内となっております。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（監査役431千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役大林英雄氏の兼職先であるeBASE-PLUS株式会社は、当社の100％出資子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況および発言状況
監　査　役	福　田　泰　弘	当期開催の取締役会22回のうち17回、また監査役会には５回の全てに出席し、議案審議等に他社における代表取締役経験者として、専門的見地から発言を適宜行っております。
監　査　役	大　林　英　雄	当期開催の取締役会22回の全て、また監査役会には５回の全てに出席し、議案審議等に他社における代表取締役経験者として、専門的見地から発言を適宜行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

24,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,500千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第１項に定める事由に該当するなど会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるときは、会計監査人を解任または不再任といたします。

６．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。

ⅰ．株主総会議事録
ⅱ．取締役会議事録
ⅲ．重要な会議の議事録
ⅳ．予算統制に関するもの
ⅴ．会計帳簿、会計伝票に関するもの
ⅵ．官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
ⅶ．稟議書
ⅷ．契約書
ⅸ．その他文書管理規程に定める文書

② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 内部監査担当が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。

② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

② その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

③ 内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

④ これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
⑤ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として匿名で投稿が可能な社内Web掲示板（ホットライン）を設置し運営する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③ 当社の内部監査担当は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、内部監査担当の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
ⅰ．重要な会議で決議された事項
ⅱ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅲ．毎月の経営状況として重要な事項
ⅳ．内部監査状況
ⅴ．リスク管理に関する重要な事項
ⅵ．重大な法令・定款違反
ⅶ．コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
② 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
③ 公益通報者保護法に基づき、公益通報に関わる通報者の保護を遵守する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当は監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役と緊密に連携する。

連結貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**910,972**	**流動負債**	**152,433**
現金及び預金	456,480	買掛金	3,150
受取手形及び売掛金	445,862	未払金	58,257
貯蔵品	262	未払法人税等	47,697
繰延税金資産	4,801	未払消費税等	20,001
その他	6,248	その他	23,326
貸倒引当金	△2,683	**固定負債**	**1,005**
固定資産	**320,263**	繰延税金負債	1,005
有形固定資産	**13,190**		
建物	4,814	**負債合計**	**153,438**
工具、器具及び備品	8,375	**純資産の部**	
無形固定資産	**72,608**	**株主資本**	**1,073,862**
のれん	70,101	**資本金**	**190,349**
ソフトウエア	2,496	**資本剰余金**	**162,849**
電話加入権	10	**利益剰余金**	**757,021**
投資その他の資産	**234,465**	**自己株式**	**△36,356**
投資有価証券	205,954	**新株予約権**	**431**
長期前払費用	357	**少数株主持分**	**3,503**
差入保証金	25,771		
繰延税金資産	631		
その他	1,750	**純資産合計**	**1,077,797**
資産合計	**1,231,236**	**負債及び純資産合計**	**1,231,236**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		1,261,841
売　　上　　原　　価		484,246
売　上　総　利　益		777,594
販売費及び一般管理費		603,377
営　　業　　利　　益		174,216
営　業　外　収　益		5,981
経　　常　　利　　益		180,198
税金等調整前当期純利益		180,198
法人税、住民税及び事業税	74,335	
法　人　税　等　調　整　額	△4,309	70,026
少数株主損益調整前当期純利益		110,172
少　数　株　主　利　益		646
当　　期　　純　　利　　益		109,525

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	190,349	162,849	673,680	△36,356	990,522
当期変動額					
剰余金の配当			△26,184		△26,184
当期純利益			109,525		109,525
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			83,340		83,340
当期末残高	190,349	162,849	757,021	△36,356	1,073,862

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
前期末残高		2,856	993,378
当期変動額			
剰余金の配当			△26,184
当期純利益			109,525
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	431	646	1,078
当期変動額合計	431	646	84,418
当期末残高	431	3,503	1,077,797

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

1. 製品・仕掛品

個別法

2. 貯蔵品

移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)　　15年

工具、器具及び備品　　３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④　長期前払費用

毎期均等償却又は、販売実績等に基づいた償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②　のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

Ⅱ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(1) 会計処理の原則及び手続の変更

①　資産除去債務に関する会計基準等

当連結会計年度から平成20年３月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会　企業会計基準第18号) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第21号) を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

②　企業結合に関する会計基準等

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号　平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日) を適用しております。

(2) 表示方法の変更

連結損益計算書関係

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額	35,718千円

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　14,739株

2.　剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成22年６月28日定時株主総会	普通株式	26,184	1,800	平成22年３月31日	平成22年６月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成23年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,275	1,600	平成23年３月31日	平成23年６月28日

3.　当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　49株

Ⅴ．金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また有価証券は主として満期保有目的の債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	456,480	456,480	－
(2)　売掛金（※）	443,186	443,186	－
(3)　投資有価証券			
満期保有目的の債券	205,954	203,078	△2,876
資産計	1,105,621	1,102,745	△2,876

（※）売掛金に対応する一般貸倒引当金は控除しております。

（注）1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり「投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額　0千円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価の開示の対象としておりません。

Ⅵ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　73,820円24銭
2. １株当たり当期純利益　7,529円06銭

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. その他の注記

（企業結合等関係）

（事業譲受）

当社の連結子会社であるeBASE-PLUS株式会社は、平成22年12月30日開催の臨時株主総会で、株式会社エムネットの事業のうち「システム開発」、「テクニカルサポート」、「センターマシン運用管理」事業に関わる事業を譲受けることについて決議し、同日付で事業譲受契約を締結いたしました。この事業譲受契約に基づき、平成23年１月１日に事業を譲受けました。

1. 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容、事業の譲受日、企業結合の法的形式

(1) 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容

事業譲受相手企業の名称：株式会社エムネット

事業の内容：システム開発、テクニカルサポート、センターマシン運用管理に関する事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社の連結子会社であるeBASE-PLUS株式会社は、eBASE株式会社のパッケージソフト「eBASE(コンテンツマネージメントソフト)」の周辺事業(eBASEカスタマイズ開発業務、eBASEソリューション構築業務、受託開発業務、テクニカルサポート業務、センターマシン運用管理業務等)の拡大を目的に平成22年11月8日に設立されました。当社、eBASE株式会社は、創業当時には当該事業のカスタマイズ開発、受託開発業務等を行っておりましたが、人材を含む経営資源をパッケージソフトビジネスに集中化する為に、市場にeBASEカスタマイズ開発ニーズが存在しているにも関わらず、そのビジネスチャンスを放棄せざるを得ない状況になっておりました。数年前から、これらビジネス機会の損失を少なくする施策としてeBASEの受託開発ニーズに低負荷で対応できる“ソフトウェア開発環境の開発・販売(ミドルウェアビジネス)”や受託カスタマイズ開発力強化として香川開発センターの設立(平成22年4月)等を行い本格的な当該事業への拡大の準備を行ってきております。

今回の株式会社エムネットからの事業譲受け案件の経緯としましては、当社フィナンシャル・アドバイザーのアドバンストアイ株式会社から、当社の強化対象事業ドメインである可能性が高いことにより、提案を受けました。株式会社エムネットも当社が人材派遣会社ではなく情報システム開発系企業であり、事業譲受け後の相乗効果が見込めるとの判断から契約合意に至りました。当該事業譲受けによりeBASE-PLUS株式会社は顧客及び人材インフラ面の強化により当該事業ドメインのさらなる成長を図ります。

(3) 事業譲受日

平成23年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

2. 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

平成23年１月１日から平成23年３月31日

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

(1) 譲り受けた資産・負債の額

のれん	73,790	千円
計	73,790	千円

(2) 譲受対価と支払い

取得の対価	47,619	千円
取得に直接要した費用	26,171	千円
計	73,790	千円

(3) のれんの発生した原因

事業譲受により引き継ぐ資産及び負債がないため、取得原価を全額のれんとして計上しております。

(4) 償却方法及び償却期間

5年間の均等償却

4. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	1,210,000	千円
営業利益	18,000	千円
経常利益	28,282	千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、事業譲受元の売上高、営業利益推定により算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**622,561**	**流動負債**	**80,548**
現金及び預金	340,395	買掛金	4,602
売掛金	208,928	未払金	18,967
貯蔵品	249	未払法人税等	41,147
前払費用	3,686	未払消費税等	8,049
未収入金	14,617	預り金	7,780
短期貸付金	50,499		
繰延税金資産	4,599		
その他	1,197		
貸倒引当金	△1,613		
固定資産	**505,984**		
有形固定資産	**10,979**		
建物	3,594	**負債合計**	**80,548**
工具、器具及び備品	7,385	**純資産の部**	
無形固定資産	**2,507**	**株主資本**	**1,047,566**
ソフトウエア	2,496	**資本金**	**190,349**
電話加入権	10	**資本剰余金**	**162,849**
投資その他の資産	**492,497**	資本準備金	162,849
投資有価証券	205,954	**利益剰余金**	**730,724**
関係会社株式	109,832	その他利益剰余金	730,724
関係会社長期貸付金	150,000	繰越利益剰余金	730,724
長期前払費用	357	**自己株式**	**△36,356**
差入保証金	24,505	**新株予約権**	**431**
会員権	1,750		
繰延税金資産	997		
貸倒引当金	△900	**純資産合計**	**1,047,998**
資産合計	**1,128,546**	**負債及び純資産合計**	**1,128,546**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		781,587
売　　上　　原　　価		108,443
売　上　総　利　益		673,144
販売費及び一般管理費		551,389
営　　業　　利　　益		121,755
営　業　外　収　益		35,743
営　業　外　費　用		944
経　　常　　利　　益		156,553
税　引　前　当　期　純　利　益		156,553
法人税、住民税及び事業税	67,113	
法　人　税　等　調　整　額	△5,477	61,635
当　　期　　純　　利　　益		94,918

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	190,349	162,849	661,991	△36,356	978,833
当期変動額					
剰余金の配当			△26,184		△26,184
当期純利益			94,918		94,918
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			68,733		68,733
当期末残高	190,349	162,849	730,724	△36,356	1,047,566

	新株予約権	純資産合計
前期末残高		978,833
当期変動額		
剰余金の配当		△26,184
当期純利益		94,918
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	431	431
当期変動額合計	431	69,164
当期末残高	431	1,047,998

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（重要な会計方針に係る事項）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 製品・仕掛品

個別法

② 貯蔵品

移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)　15年

工具、器具及び備品　３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

毎期均等償却又は、販売実績等に基づいた償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の

債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

1. 会計処理の原則及び手続の変更

資産除去債務に関する会計基準等

当事業年度から平成20年３月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会　企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において流動資産「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」（前事業年度は178千円）及び「短期貸付金」（前事業年度は674千円）は重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記することとしております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　33,038千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権　215,157千円

関係会社に対する金銭債務　7,010千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引　16,536千円

営業取引以外の取引　31,465千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　192株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,578千円
貸倒引当金	1,021千円
減価償却費	997千円
投資有価証券評価損	406千円
関係会社株式評価損	1,864千円
小計	7,868千円
評価性引当額	△2,271千円
繰延税金資産合計	5,596千円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
子会社	eBASE-PLUS㈱	所有	資金の貸付	出資・増資の引受（注1）	90,000	－	－
		直接	業務・事務の受託	金銭の貸付（注2）	300,000	短期貸付金	50,000
		100%	役員の兼任			長期貸付金	150,000
				利息の受取（注2）	652	未収利息	592
				業務・事務の受託（注3、4）	29,973	未収入金	14,287

・取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 出資・増資の引受については、引受け条件は交渉の上決定しております。

2. 金銭の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として、当社より直接貸付けております。尚、担保は受け入れておりません。

3. 受取事務手数料については、市場価格等を参考にして、決定しております。

4. 業務受託料については、市場価格等を参考にして、見積りにより決定しております。

5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　72,012円56銭
2. １株当たり当期純利益　6,524円92銭

Ⅷ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月23日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清水万里夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　横山富雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｅＢＡＳＥ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月23日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水万里夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横山富雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月26日

ｅＢＡＳＥ株式会社　監査役会

常勤監査役　森　田　鎮　光　㊞

社外監査役　福　田　泰　弘　㊞

社外監査役　大　林　英　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第10期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金1,600円　総額23,275,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年６月28日

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役大林英雄氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、今回選任される監査役は、監査役大林英雄氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
高　森　浩　一 （昭和22年２月20日生）	昭和45年４月　シャープ株式会社入社 平成４年４月　同社情報通信営業本部　第二営業部長 平成９年４月　同社情報通信営業本部　西日本第一営業部長 平成10年６月　同社情報通信営業本部　副本部長兼通信営業統括 平成12年６月　同社情報通信第二営業本部　本部長 平成13年１月　同社国内情報通信営業本部　本部長 平成17年６月　同社取締役　国内情報通信営業本部　本部長 平成19年４月　同社常務取締役　国内情報通信営業本部　本部長 平成20年４月　同社常務執行役員　国内情報通信営業本部　本部長 平成21年４月　同社顧問 平成22年３月　同社顧問退任 平成22年６月　高森事業戦略研究所　代表 平成23年４月　シャープ株式会社顧問（現任）	201株

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高森浩一氏は社外監査役候補者であります。また大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、監査役に選任された場合、当社は独立役員として指定する予定であります。

3. 高森浩一氏を社外監査役候補者とした理由は、取締役として培われた知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的に当社従業員及び当社子会社従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50株を上限とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による１株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

50個を上限とする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、上記（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成26年６月28日から平成28年６月27日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

② 新株予約権の相続は認めない。

③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が上記（6）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権のその他の事項

上記のほか新株予約権の募集事項、細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

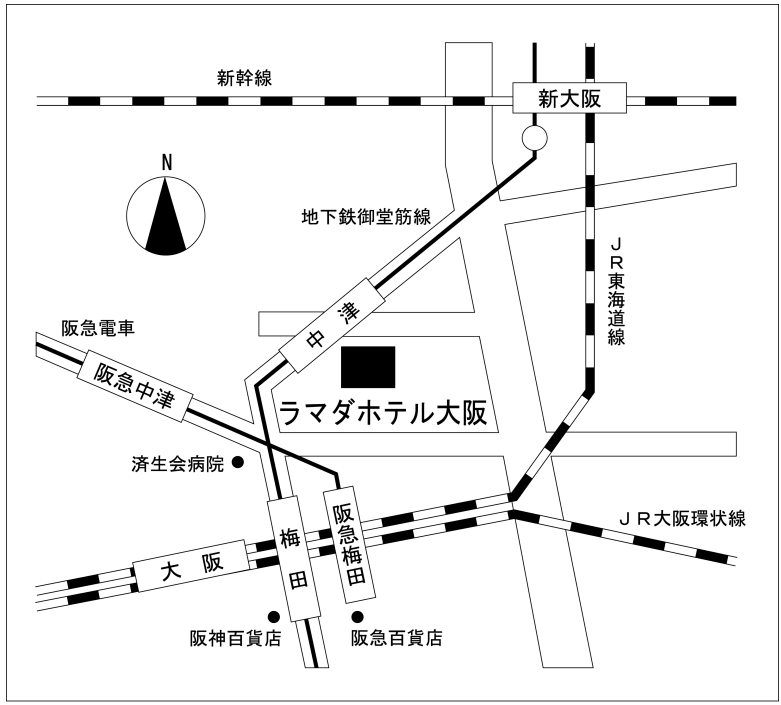
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　〒531-0072 大阪市北区豊崎三丁目16番19号
　　ラマダホテル大阪 ２階 菊の間

（会場案内図）



・地下鉄・御堂筋線「中津駅」下車梅田寄り３号出口に直結
・駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。